

## 第 186 回 福島県都市計画審議会

年月日 令和 2 年 10 月 28 日（水）

時間 午前 10 時～

場所 福島テルサ 3 階 あぶくま

（司会）

定刻となりましたので、只今より第 186 回福島県都市計画審議会を開催いたします。本日の司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の後藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、事務局より傍聴される方に申し上げます。議事運営に支障が生じると認められる場合や、公正を期するために会議を非公開とする場合には、会場から退席していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。また、お配りしました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守して、審議会を傍聴されますよう、お願いいたします。

次に、委員の皆様にご配布しております資料のご確認をお願いいたします。

①次第、②議案書、③資料 1（会津都市計画道路の変更について）、④資料 2（二本松本宮都市計画道路の変更について）、⑤資料 3（特殊建築物の敷地の位置について（須賀川市））。また、本日の名簿につきましては、議案書の 12 ページに記載しております。お手元がない資料がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

次に、審議会の開会に先立ちまして、人事異動により、新たに就任されました 5 名の委員をご紹介します。議案書の 12 ページをご覧ください。

はじめに、議席番号 2 番 東北運輸局長の亀山秀一委員でございます。本日は、代理としまして福島運輸支局長 佐藤聡様に御出席をいただいております。

続きまして、議席番号 5 番 東北経済産業局長の渡邊政嘉委員でございます。本日は、所用のため、欠席されております。

続きまして、議席番号 6 番 福島県警察本部長の和田薫委員でございます。本日は、代理としまして福島県警察本部交通部交通規制課長 武藤孝雄様に御出席をいただいております。

続きまして、議席番号 13 番 東北地方整備局長の梅野修一委員でございます。本日は、代理としまして福島河川国道事務所調査第二課長 佐藤優様に御出席をいただいております。

続きまして、議席番号 15 番 東北農政局長の内田幸雄委員でございます。本日は、代理としまして東北農政局農村振興部農村計画課長 吉田勉様に御出席

をいただいております。

なお、本日新型コロナウイルス感染防止対策として、質疑応答の際のマイクにつきましても、係の者が除菌をしてお渡ししますので、それまでお待ちいただけます。その後発言していただくようお願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきます。

福島県都市計画審議会会議運営規則第5条に基づき、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなりますので、初澤敏生会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、暫時、議長を務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。最初に、委員の皆様には、議事録作成の都合等によりまして、慣例上、ご発言の際にまず委員の議席番号、氏名から発言していただくとともに、円滑な議事進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

でははじめに、出席委員数をご報告いたします。定員19名のうち、出席委員12名、うち代理出席者は6名でございます。これは福島県都市計画審議会条例第7条第2項に定める半数以上に達しておりますので、本議案の審議は成立していることを御報告いたします。

次に、議事録署名人を定めたいと存じますが、これは慣例に従い、議長から指名させていただきますようお願いいたします。

(異議無し)

(会長)

ありがとうございます。それではご指名させていただきます。11番の西田奈保子委員、17番の宮本しづえ委員のお二方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、次第をご覧ください。本日は、報告事項1件、議案3件を予定しております。

それでは、議案書の1ページをお開き願います。第185回福島県都市計画審議会に付議された案件について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

都市計画課副課長の鈴木と申します。着座にて説明させていただきます。前回7月16日、第185回福島県都市計画審議会に付議された案件は次のとおりです。議案第2023号「特殊建築物の敷地の位置について（建築基準法第51条ただし書きによる許可）」、許可年月日 令和2年8月18日。これは福島市荒井に設置

を予定していた産業廃棄物処理施設として、廃プラスチック類、木くず、及びがれき類の処理施設を設置するものでございました。報告は以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。ただいまの報告に関しまして、ご質問等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

(質問等無し)

(会長)

それでは、次第の3番、議事に移ります。本日ご審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問のありました3件です。議案第2024号「会津都市計画道路の変更について」、議案第2025号「二本松本宮都市計画道路の変更について」、議案第2026号「特殊建築物の敷地の位置について(須賀川市)」です。それでは、議事の審議に入らせていただきます。まず、議案第2024号につきまして事務局よりご説明をお願いします。

(事務局)

はじめに、スクリーン及びお手元の資料1により説明いたします。資料1をご覧ください。議案第2024号 会津都市計画道路の変更について説明いたします。今回の変更は2路線になりますが、関連するため合わせて説明いたします。

2ページをご覧ください。都市計画道路の説明の前に、会津縦貫道路について説明させていただきます。会津縦貫道路は、全体計画が約70kmの道路で一部区間を自動車専用道路として計画されております。北道路は、喜多方市から会津若松市に至る約20km、南道路は、南会津町に至る約50kmが計画されています。今回、都市計画道路の変更を行うのは、図の赤い部分で、北道路と南道路を接続する4-2工区と呼ばれる箇所となります。

3ページをご覧ください。これは、航空写真です。資料の上が北側、喜多方市方面となります。赤色の部分が今回変更を予定している箇所となります。①1・4・1号の会津縦貫北道路と、それに接続する②3・3・119号の西部幹線となります。

4ページをご覧ください。平面計画図です。資料の左側が北となります。今回変更する都市計画決定路線2路線の概要を説明します。①会津縦貫北道路ですが、都市計画道路約4.1kmの内、今回は延長約3.2kmを変更いたします。道路規格は、第1種3級で自動車専用道路の規格となり、幅員は路面幅が20.5mの4車線道路となっております。本区間の特徴は、自動車専用道路となるため一般道との乗入れは各インターチェンジを利用することになり、磐越自動車道、旧湯川、

国道 49 号とは橋梁などで立体交差となります。次に②西部幹線ですが、全長約 6.8km の内、今回は、会津縦貫北道路に接続する交差点部の延長 0.3km を変更します。道路規格は、第 3 種 3 級幹線道路の規格となり、幅員は 25.0～30.0m の 4 車線道路となっております。

5 ページをご覧ください。これは、周辺道路の状況写真です。国道 49 号等、1 日を通して交通量が多く、国道 49 号と西部幹線が接続する「観音前交差点」では渋滞の最大延長が 220m、中沢交差点では最大 320m（国道 49 号：市街地側）となっております。いずれも通過するのに 5 分以上かかることから、道路網の整備が求められています。

6 ページをご覧ください。変更内容を説明いたします。総括図をご覧ください。資料の上が北となります。当該区間は、会津都市計画区域の北西部に位置し、周辺の土地利用は市街化調整区域となっております。田園地域で集落が点在していますが、磐越自動車道、国道 49 号、西部幹線など、会津若松市内の西側に道路が集中する交通の要衝になっています。着色は、ピンク色が既に都市計画決定されている箇所、その外側の赤い色が、今回の変更分となります。

7 ページをご覧ください。標準横断図をご覧ください。これは、起点側から終点を見た断面図です。右上をご覧ください。道路の標準的な幅員は、片側 2 車線で合計 20.5m となります。下側の断面図を見ると、上側のピンク色の部分が既定の部分、赤色の部分が今回変更する分となります。当初は、法面の管理方法や設計等道路の区域を明確にすることが困難であったことから、本線部の道路面幅員で決定しておりました。今回、交差する道路等との調整や測量・道路設計が進み、道路本線の敷地とする区域が明確になったことから法面の区域を含む道路敷幅員を変更するものです。変更内容は、会津縦貫北道路の区間については、幅員「20.5m」を「24.4m～84.2m」、また、接続する西部幹線については、幅員「25m～30m」を「25m～40.8m」に変更いたします。

8 ページをご覧ください。こちらは、起点部の計画図です。今回変更する区間は、道路の利用が既に始まっている地点からにしております。なお、今回の変更で最大幅員となる箇所は、B-B と書かれている地点で、磐越自動車と交差する前後の部分になります。

9 ページをご覧ください。下の横断図が、B 断面です。磐越自動車道を跨ぐ橋梁の前後の区間で、幅員は 84.2m を予定しています。

10 ページをご覧ください。これは、国道 49 号を跨ぐ区間になります。

11 ページをご覧ください。上の断面でございしますが、国道 49 号を跨ぐ橋梁部分になりまして、幅員は 24.410m で、今回の変更区間の最小幅員になります。

12 ページをご覧ください。この計画図は、終点部分です。会津縦貫北道路は、西部幹線との交差点部分までとなります。西部幹線の変更区間の延長は、約 350m

となります。

13 ページをご覧ください。これは、西部幹線の横断図になります。上が最小となる断面で 25m、下が最大となる断面で 40.8m となります。

14 ページをご覧ください。会津縦貫北道路の起点側の写真です。現在の供用区間は 2 車線の自動車専用道路になります。下は、終点部の写真です。赤色で示したようなイメージで道路が接続されることとなります。

最後に、計画に対する意見書とその対応について説明いたします。15 ページと 16 ページを合わせてご覧ください。都市計画の案を令和 2 年 9 月から縦覧しました結果、意見書が 1 通、2 項目ございました。今回変更する本線部の幅員には直接関係しない所ですが、道路に関連する意見として対応案を検討いたしました。1 つ目は、付け替え道路の変更についてです。意見は、都市計画道路を横断する市道について、従来より不便になるため橋りょう又は掘り下げによる対応として位置の変更を希望するという内容でございました。意見のあった道路は従来の道路の機能補償として設計される道路となります。対応については、意見内容を検討した結果、当該道路は車両の通行が可能な高さを確保できるような位置に設計したものであり、また、御意見にある橋りょうや掘り割り構造は排水処理などの課題もあることから、市などの意見も踏まえ変更計画案のとおり決定したいと考えております。2 つ目は遮音壁の設置についてです。意見は、道路傾斜により通行車両の騒音が予想されるため、遮音壁の設置を配慮してもらいたいという意見でございました。対応については、令和元年度に環境調査を実施しており、開通後も騒音の基準値内に収まる予測となったことから、修正を行わず、変更計画案のとおり決定したいと思います。

16 ページをご覧ください。計画図に意見のあった箇所について示しております。意見 1 は、青い四角にある付け替え道路を、赤い四角の位置に変更して欲しいという意見でございました。意見 2 は、青い丸の部分です。道路に並行して遮音壁を設置して欲しいという意見でございました。どちらの内容も会津縦貫北道路の終点部分付近についての意見となります。

次に議案書の 3 ページをご覧ください。議案第 2024 号、都市計画道路 1・4・1 号 会津縦貫北道路、3・3・119 号 西部幹線を次のように変更する。1・4・1 号 会津縦貫北道路、変更部分のみ読み上げます。区域延長約 4,130m、構造形式の内訳約 3,930m を約 3,960m、構造、幅員 20.5m を 24.4m～84.2m、構造形式の内訳 20.5m を 24.4m～84.2m といたします。また、区域延長約 200m を約 170m、地表式 20.5m～25m を 26.1m～40.8m とするものです。

5 ページをご覧ください。続いて、西部幹線について説明いたします。3・3・119 号 西部幹線 構造、幅員 25m～30m を 25m～40.8m となります。

6 ページをご覧ください。理由につきましては記載のとおりでございます。参

考としまして、公聴会開催状況でございますが、令和2年7月31日に開催しまして、公述人なし。2 都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況、令和2年9月15日～9月29日、意見書の提出あり（1件）、3 市町村の意見、会津若松市なし、会津美里町なしとなっております。説明は以上でございます。

（会長）

ありがとうございました。では只今のご説明に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたら頂戴したいと思います。挙手にてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（17番 宮本委員）

17番の宮本です。今の説明の中で意見が1件出されておりました。特に防音壁の関係ですが、騒音の基準値以内なので、必要がないと判断されたということのようですが、この縦貫道の延長の中で防音壁が設置されている箇所はないのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

（会長）

はい、では事務局よりお願いします。

（事務局）

はい、防音壁につきましては、現在、喜多方から若松まで供用開始していますが、設置されている箇所はありません。

（会長）

ありがとうございます。では続きましてお願いします。

（17番 宮本委員）

はい、箇所によっては必要性をどうみているかということですよ。この箇所については必要がないと判断したというのは、住宅の張り付いている状況ですとか、騒音の見込まれるdBの関係なのかなと思いますが、それで意見を出された方が納得されたのかなと心配をいたしましたので、お聞かせいただければと思います。

（会長）

はい、では事務局よりお願いします。

(事務局)

はい、事業の実施にあたりましては、関係部署に意見の聞き取りをしております。環境調査の結果を丁寧に説明するとともに、供用後の状況をみながら、設置の必要性については検討していくということでございました。

(会長)

ありがとうございます。ではその他ご意見等ございますでしょうか。それでは、本議案にあたりましては、ご異議無しと認め同意するというところでよろしいでしょうか。

(異議無し)

(会長)

ありがとうございました。では議案第 2024 号は、原案のとおり同意することに決定いたします。次の議事の審議に入らせていただきます。第 2025 号の議案について、事務局よりご説明をお願いします。

(事務局)

はい、では資料 2 をご覧ください。議案第 2025 号についてご説明いたします。本日の審議対象となる都市計画道路は、県決定案件の 3 路線でございます。今回、ご審議いただきます二本松本宮都市計画道路の変更は、本宮市において、都市計画道路全体を再確認し、将来の土地利用や道路の必要性、実現性等を検討し、都市計画道路網を見直すため実施するものでございます。なお、変更する都市計画道路は、辻北ノ脇線、中條黒作線、狐森上山田線の標記の 3 路線となっております。

2 ページをご覧ください。変更の概要について説明いたします。右側の総括図の拡大図をご覧ください。現在の路線名で、上から①が猫田近江内線、②が中條狐森線、③が重石上山田線です。変更内容ですが、スクリーンの左下の表をご覧ください。①の猫田近江内線は、名称変更、一部区間の廃止及び延長の変更になります。②の中條狐森線は、名称変更、幅員変更及び延長の変更になります。③の重石上山田線は、名称変更、幅員変更、線形の変更及び延長の変更になります。

3 ページをご覧ください。この写真は、現地の状況写真となります。写真の右側が北になります。阿武隈川の右岸側ということで、本宮市の市街地を東側から望んだ写真になります。右奥の方が安達太良山になります。赤い線が変更となる箇所、黄色い線が廃止となる路線になります。

4 ページをご覧ください。まず、①の猫田近江内線についてですが、阿武隈川

の東側から市街地の北部を通り、国道4号までを結ぶ幹線道路であり昭和55年に都市計画決定されました。変更内容は、起点と終点が変わるため、名称を辻北ノ脇線とします。また、一部の区間が廃止されるため、延長が約350mに変更されます。次に、変更理由について計画図でご説明いたします。

5ページをご覧ください。計画図になります。①-1の廃止区間は、高木字北ノ脇から本宮字近江内の区間であり、高木地区で予定されていた土地区画整理事業の中止により、計画的な市街化が見込まれず、将来の交通量を解析した結果、見直し後の都市計画道路網で代替が可能であり、生活道路としては、緑色で表示した県道須賀川二本松線及び市道を利用することで代替が可能と判断し、当該区間を廃止するものです。次に①-2のピンクの太線の部分ですが、約350m区間については既に整備済み区間であり、阿武隈川の東側の高木地区を南北に縦断する重要な路線となっています。交通量調査でも一定の交通量があり、将来の都市計画道路のネットワークとして幹線道路を結ぶ重要な区間であることから、当該区間は存続することとしました。次に①-3の区間ですが、この区間も①-1の廃止区間と同様の理由で、高木地区で予定されていた土地区画整理事業等の中止により計画的市街化が見込まれなくなったこと、また、将来の発生交通量の予測により、現道である県道二本松金屋線等の利用により代替が可能であり、その他の都市計画道路により地域としての交通網は十分確保されることから、当該区間を廃止するものです。

6ページをご覧ください。これは現地の状況写真になります。高木地区での土地区画整理は中止となりましたが、①-1廃止区間の写真のように、変更前の計画線上に、既に宅地開発等で新築の住宅が整備されています。

7ページをご覧ください。辻北ノ脇線の変更につきましては、原案の縦覧・公告の結果、意見書の提出がありました。意見の内容としましては、2件とも現在決定されている計画のとおり整備を進めるよう求めるものでございます。この意見に対する県の考えとしましては、今回の変更は、平成27年の本宮市都市計画マスタープランの策定に合わせて長期未着手都市計画道路の見直しを検討したものでございます。将来の土地利用計画や発生交通量の見込み等を検証し、他の都市計画道路の整備により地域として交通網は確保されるなどの理由により廃止の方針を決めたものであり、市のまちづくりの方針とも合致していることから変更計画案のとおり決定したいと考えております。

8ページをご覧ください。次に②の中條狐森線について説明をいたします。本路線は、阿武隈川により分断されている本宮中心市街地と高木地区を連絡する幹線道路であり、区域内交通を円滑に処理するため、平成11年に都市計画決定されております。変更内容ですが、終点位置の変更により名称を中條黒作線に変更したいと考えております。また、延長は約1,740mに、幅員を12mに変更いた



します。次に、変更理由について計画図でご説明いたします。

9 ページをご覧ください。まず、幅員の変更になりますが、現在は片側 4.5m の自転車歩行者道としており、全幅 18m としています。しかしながら、高木地区で予定されていた土地区画整理事業が中止となり、将来の大きな発生交通量が見込まれないことから、幅員の再検討を行い、沿線は住居系地域となっていることを配慮し、幅員 2.5m の歩道を両側に設置し、全幅 12m に変更するものでございます。終点の変更でございますが、公共施設を結ぶ方針から、本宮総合運動公園入口までとし、番地が変わることから、中條黒作線に名称を変更するものでございます。

10 ページをご覧ください。こちらが現地の写真になります。起点側は、阿武隈川にかかる安達橋付近で、すでに整備済みとなっており、そこから整備区間については、周辺は田畑となっております。また、終点付近は運動公園側に歩道が整備されている状況となっております。

11 ページをご覧ください。中條黒作線の変更につきましては、意見書が 1 件提出されております。意見の内容は、現在決定されている計画のとおり整備するよう求めるものでございます。この意見に対する県の考えとしましては、歩道や自転車道の設置は、車の規制速度や自転車・歩行者交通量などを考慮して決定することとしており、現状及び将来の土地利用や利用者の推計により、幅員 2.5m で充足することから変更するものでございます。また、境界ブロックなどの路上施設により車道と歩道が分離できることから、通行者の安全は確保されると考えておりますので、修正は行わず、以上の理由から変更計画案のとおり決定したいと考えてございます。

12 ページをご覧ください。③重石上山田線について説明いたします。本路線は、本宮運動公園から国道 4 号を結ぶ路線であり、増大する広域交通に対処するため幹線街路網を形成し、区域内交通を円滑に処理するため昭和 55 年に都市計画決定されました。変更内容ですが、起点の変更により名称を狐森上山田線に、起点の位置が変更されるため、延長を約 1,730m に変更いたします。次に、変更理由について計画図で説明いたします。

13 ページをご覧ください。こちらが計画図になります。変更理由ですが、起点の変更については、起点から阿武隈川の区間は、縦断勾配や冬期間の安全性を考慮した道路線形とするため、起点位置を重石地内から狐森地内に変更いたします。また、起点位置の変更に伴い、名称を変更いたします。当該区間は標準幅員は 14m、両側歩道の計画となっておりますが、今回変更する起点から新上ノ橋橋梁部までの区間については、計画交通量や沿道に住宅等が少ない状況などから、幅員 9.5m の片側歩道に変更いたします。

14 ページをご覧ください。こちらが現地の写真になります。今回の起点変更

により、右上の写真のとおり、市道から昨年開通しました県道の新上ノ橋を結ぶ計画法線となります。変更後の計画道路の周辺は、田畑となっております。スライドでの説明は以上です。

議案書の7ページをご覧ください。議案第2025号、都市計画道路中3・4・7号辻北ノ脇線、3・5・18号 中條黒作線、3・5・3号 狐森上山田線を次のように変更する。3・4・7号辻北ノ脇線、名称 猫田近江内線を辻北ノ脇線、位置については記載のとおりでございます。区域 延長約3,510mを約350m、構造 幹線街路と平面交差4箇所、鉄道(JR)と立体交差1箇所を幹線街路と平面交差2箇所に変更します。

8ページをご覧ください。3・5・18号 中條黒作線、名称 番号3・4・18を3・5・18、路線名 中條狐森線を中條黒作線、位置については記載のとおりでございます。区域 延長約1,530mを約1,740m、構造 幅員18mを12mに変更いたします。3・5・3号 狐森上山田線です。名称 重石上山田線を狐森上山田線、位置については記載のとおりでございます。区域 延長約2,070mを約1,730mに変更いたします。

9ページをご覧ください。変更理由については記載のとおりでございます。

10ページをご覧ください。参考としまして、公聴会開催状況でございますが、平成30年12月18日に開催しまして、公述人なし。2 都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況、平成31年1月15日～1月29日、意見書の提出あり(2件)、3 市町村の意見、本宮市なしとなっております。説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。では只今3本道路の変更につきましてご説明がございましたが、一括して審議させていただきたいと思っております。只今のご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手にて発言をお願いいたします。

(17番 宮本委員)

今回の都市計画道路の変更の主な理由の一つに、土地区画整理事業が中止になったという理由がございます。これは土地区画整理事業の実施主体がどこで、いつ事業を決定されていたのかお聞かせいただけますか。

(会長)

はい、では事務局よりお願いします。

(事務局)

はい、今回廃止を予定している区間の沿線で計画されていた土地区画整理事業は、地域の方々の合意形成が難しいということで平成15年に中止を決断されたということでございます。その後、市町村合併や東日本大震災等を受けて、市マスタープランを見直す際に、住民の方々との懇談会などを受けまして、路線の廃止や土地利用の方針を決めたということでございます。

(17番 宮本委員)

土地区画整理事業は、公共施行で計画していたということでよろしいですか。

(事務局)

すみません、説明が不十分でしたが、公共施行ではなく、それぞれの地区で組合施行を予定していたようです。

(会長)

他にいかがでしょうか。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。それでは本議案に関しまして、ご異議無しと認めてよろしいでしょうか。

(異議無し)

(会長)

ありがとうございます。では議案第2025号は異議無しと認め、原案のとおり同意するということに決定いたします。次の議事の審議に入らせていただきます。第2026号の議案について、事務局よりご説明をお願いします。

(事務局)

はい、資料3をご覧ください。議案第2026号 特殊建築物の敷地の位置について(須賀川市)について説明いたします。

はじめに、法の規定や手続きについて説明いたします。建築基準法第51条の規定によると、都市計画区域内においては、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないとされています。ただし、特定行政庁が県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合、又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合はこの限りでないとされております。今回は、民間の設置する施設であり、特定行政庁の許可を原則とする施設であり、但し書きの規定により、敷地の位置が都市計画上支障が無いかについて、県都市計画審議

会の議を経るものでございます。

2 ページをご覧ください。建築基準法に規定する「その他政令で定める処理施設」とは、産業廃棄物処理施設などを指しております。施設の内容は、ポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設に該当します。以後、PCB と呼びます。

3 ページをご覧ください。次に、建築基準法等で定める規模についてですが、PCB の洗浄施設で、1 日あたりの処理能力が 0.2t 以下となるものは許可不要となります。今回は、この基準を超えるため許可が必要となります。

4 ページをご覧ください。設置に必要な手続きについて説明いたします。産業廃棄物処理施設を設置するためには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の設置許可のほか、建築基準法による許可が必要となります。

5 ページをご覧ください。続いて、都市計画上の支障の有無の判断基準となる許可の基本方針と具体的な要件を説明いたします。1 つ目は、都市計画マスタープランとの整合です。ここでは、市町村マスタープランの内容と著しく乖離しないことが要件となります。2 つ目は、土地利用計画との整合です。ここでは、3 つの要件があり、市街化調整区域には原則設けないこと、用途地域は原則として工業系用途地域とすること、地区計画等に整合していることが要件となります。3 つ目は、都市計画施設との整合です。ここでは、道路や公園など計画される都市計画施設に支障を与えないことが要件になります。4 つ目は、市街地開発事業との整合です。予定される市街地開発事業などに整合していることが要件となります。次に、特定行政庁である県建築指導課から、施設概要を説明いたします。

建築指導課の山田と申します。着座にて説明させていただきます。ここからは、今回の対象としている施設について説明させていただきます。

6 ページをご覧ください。本施設の位置であります。県中都市計画区域内にあり、須賀川 IC の南側およそ 1 km に位置しております。

7 ページをご覧ください。市道 1-11 号線 堀底稲線の北側に位置しております。

8 ページをご覧ください。会社の概要でございますが、社名 株式会社イオン、代表者 代表取締役 實沢浩嗣、本社の所在地でございますが、福島県須賀川市向陽町 18 番地にあります。現在の事業でございますが、産業廃棄物の分析、水質分析、ばい煙測定、土壌分析などがございます。産業廃棄物処理施設の概要でございますが、施設名 横山事業所、所在地 福島県須賀川市横山町 6 番地、他記載のとおりです。用途地域ですが、工業専用地域、敷地面積 1,809.36 m<sup>2</sup>、建物床面積 496.78 m<sup>2</sup>、新設設備の種類及び処理能力 ポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設、1 日当たり 2.5t となります。建築基準法で定めている許可の対象の規模が 1 日当たり 0.2t でございますので、これを超過している数値となります。

9 ページをご覧ください。今回の申請する建物の配置図でございます。青色で

表記している部分が建物になっています。分析棟、貯蔵所、PCB 汚染物の洗浄施設、高圧ガス容器置場の 4 棟でございます。

10 ページをご覧ください。分析棟、貯蔵所、PCB 汚染物の洗浄施設、高圧ガス容器置場の現在の状況でございます。

11 ページをご覧ください。廃棄物の搬入の流れでございますが、左側をご覧ください。まず①の受入でございますが、敷地の南側の堀底稲線から入ってまいりまして、敷地内の PCB 汚染物の洗浄施設に変圧器を運びます。その施設内で変圧器をトラックから荷下ろしをします。その後、PCB 汚染物の洗浄施設で下ろした変圧器を貯蔵所に移して保管することになります。続いて右側の絵をご覧ください。こちらで一時保管されていた PCB 汚染物を洗浄施設内に持って入りまして、変圧器の洗浄処理と解体を行います。解体で発生した金属については、屋外保管場所で一時的に溜め置き、その後、敷地南側の堀底稲線を通して搬出という流れになります。

12 ページをご覧ください。処理の流れになります。まず、①洗浄準備の場所に変圧器を運び、そこでボルトを外して蓋を開け、変圧器の反転や穴あけを行います。その後、②洗浄・乾燥の場所で洗浄槽に変圧器を入れ、洗浄処理をします。また、洗浄終了後、余熱で乾燥を行います。処理終了した変圧器を解体の場所に移し、各部材に解体を行います。以上が処理の流れであります。

最後に、都市計画上の支障の有無について、考え方を説明いたします。13 ページをご覧ください。1 つ目の市都市計画マスタープランとの整合でございますが、当該敷地は、工業専用地域が指定されている横山工業団地に位置しており、マスタープランには、生産環境の維持・向上に努める工業用地に位置づけられてございます。産業廃棄物処理施設の立地は、工業等と密接な関係があり、生産環境の維持・向上につながると考えられることから、市都市計画マスタープランの内容に乖離するものではないと考えております。2 つ目の土地利用計画との整合でございますが、当該敷地は、市街化区域であり、工業の利便を増進させるための工業専用地域であることから、土地利用との整合は図られると考えております。3 つ目の都市計画施設との整合でございますが、当該敷地は、接続する都市計画道路が整備済みであり、施設の立地が支障となる新たな都市計画施設の計画はないことから、都市計画施設に支障を与えるものではないと考えております。4 つ目の市街地開発事業との整合でございますが、当該敷地は、横山土地区画整理事業区域内に位置し、事業は完了しております。また、新たな事業計画はないことから、市街地開発事業との整合は図られていると考えております。以上、4 つの視点からの都市計画上の支障は、無いものと考えております。

続いて、議案書の 11 ページをお開きください。議案第 2026 号、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、次の特殊建築物の敷地の位置について、都市

計画上の支障の有無を審議するものである。名称 株式会社イオン横山事業所、位置 福島県須賀川市横山町 6 番、7 番 1、7 番 2、8 番 1、8 番 2、9 番、面積 1,809.36 m<sup>2</sup>、用途 産業廃棄物処理施設、建物面積 496.78 m<sup>2</sup>、ポリ塩化ビフェニル汚染物質の無害化処理施設、申請人は記載のとおりでございます。

当該施設は、工業専用地域内に産業廃棄物処理施設として低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の無害化処理施設を設置するにあたり、1 日あたり処理能力が廃 0.2t を超えることから、建築基準法第 51 条ただし書の許可を得ようとするものです。当該地の都市計画制限、区域区分 市街化区域、用途地域 工業専用地域となります。説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。では只今のご説明に関しまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(17 番 宮本委員)

この議案は、須賀川の工業団地の中に低濃度の PCB の洗浄施設を作るという議案ですね。PCB そのものは既に生産が中止されておりますので、間もなく処理そのものも法律で期限が決められておりますよね。低濃度であれば、令和 9 年の 3 月末までには全部処理を済ませることという規定になっているかと思えます。今のこの時点で新たな洗浄施設を作らなければならない理由が県内でなぜ発生しているのかということが、ここの土地利用上の問題ではないのですが、有害物質を扱う施設なので、慎重に検討すべきかなというふうに思いましたので、今この時点で必要と判断された理由についてお聞かせいただければと思います。

(会長)

はい、事務局、お答えできますでしょうか。これはどちらかといいますと事業者の答える質問になりますでしょうか。

(事務局)

すみません、産業廃棄物処理施設の設置の審査は、廃掃法の許可の中でされております。

(17 番 宮本委員)

そういう関係だったことを承知のうえで、もしも分かればお聞かせいただければと思います。今、令和 2 年ですので、令和 9 年ですと 7 年の間に処理を済ませるということになる訳ですね。これから新しく施設を作って操業する

としても期間は限定されているので、設備投資が本当に必要なのか、それとも近辺に同じような処理施設があるのであれば、そこに持ち込んで処理をすることが可能ではないのかなという気がいたします。ただ、県内には洗浄施設はないというふうには伺いましたので、いわきには焼却施設はあるそうですが、県内で保管されているものについて、洗浄処理が必要なものについて、やっぱり県内でやった方が良いという判断があったのかもしれませんが、PCBの特措法が作られてからもう20年近くになる訳ですよ。ですから今のこの時点で新しい施設というのが、しっくりこないなという気がしたので意見を述べさせていただきました。ただ、土地利用上の問題はないということは今説明されたとおりなので、その必要性があるということであれば、新たな設置について異議を申すものではない訳ですけど、この時点で本当に必要なのかという疑問は依然として残るということでございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。申し訳ありません、本審議会は都市計画上の支障の有無について議論するものでございますので、ご質問のとおり答えかねるものもあるかと思えます。

他にいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。それでは、本議案に關しまして、異議無しと認めてよろしいでしょうか。

(異議無し)

(会長)

ありがとうございます。ご異議無しと認めまして、議案第2026号は、都市計画上の位置について支障無しといたします。どうもありがとうございました。

本日の審議事項は以上でございます。終始慎重に御審議いただきまして、ありがとうございます。では司会を事務局へお返しします。

(司会)

熱心なご審議をありがとうございました。以上をもちまして、第186回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(開催時間 1時間)

以上のとおり相違ないことを証します。

11 番 西田 奈保子

---

17 番 宮本 しづえ

---